

## 第31回吉野町地域公共交通協議会 議事概要

日 時 : 令和4年1月17日(月) 15:00~16:50

場 所 : 吉野町中央公民館 第3研修室

参加者 : 別紙名簿のとおり

### 1. 開会

### 2. 吉野町地域公共交通協議会委員の変更について

資料1に基づき、昨年度から人事異動等で変更された委員の方々について事務局より報告する。

### 3. 出席者紹介

出席委員及び代理出席者の紹介 (出席者名簿のとおり)

### 4. 吉野町地域公共交通協議会会長の選任について

和田会長(吉野町副町長)が再任される。

### 5. 議事

#### (1) 吉野町地域公共交通協議会設置要綱の改正について

設置要綱の改正について、資料2に基づき事務局より説明する。

#### ◆意見を頂戴する

県タクシー協会: 要綱の改正は重要な案件であるので、反対する人はいないと思うが報告案件ではなく承認案件とすべきである。

奈良運輸支局: R2.11 の法改正により「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と変更されているので修正されたい。また、第3条中の団体名称が正確でない  
ので併せて修正されたい。

社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会 ⇒

公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

事務局より修正し改正することについて承認を求め、承認される。

#### (2) 令和3年度スマイルバス、デマンドバスの利用状況について

令和3年度スマイルバス、デマンドバスの利用状況について、事務局より資料3に基づき説明する。

#### ◆意見を頂戴する

県タクシー協会：吉野町の自家用有償旅客運送の登録は令和2年10月から令和5年9月までと認識しているが、令和3年度の路線定期運行は登録内容と変わらず運行されているか。廃止路線や減便などされていないか。

⇒事務局：予定通り運行している。

県交通対策課：デマンドの登録者は全住民のどれくらいの割合か。

⇒事務局：現時点で人口約 6,600 人程度であり、登録者が 1,000 人程度であるので約1／6程度ということになる。

県交通対策課：デマンドバスは無料で利用できるということなのでもう少し登録者が多くても良いと思えるが、伸びない理由は何があるか。

⇒事務局：あくまで見込みの話であるが、新しいシステムを利用することを煩わしいと思われる方、まだ車に乗れるので登録しないという方などは多くおられると感じている。

県交通対策課：デマンドバスは町内在住者が利用できるということだが、町外の利用者のデータも見られるがどういうことか。

⇒事務局：利用する際に介助が必要な方もおられるので、介助をする際の利用については町外の方の利用を認めている。

県交通対策課：デマンドバスの登録者約 1,000 人、うち利用者が約 400 人ということであるが利用されていない方の理由など把握しているか。使いたくても使えないということはないか。

⇒事務局：登録はしたがまだ車に乗ることが出来るなど、使う機会がないという方も多いと思われる。

県交通対策課：他市の事例で一部の人が独占的に利用され他の方が使えないということも聞いているので、今後そのようなことが無いように検討いただきたい。

⇒事務局：現在デマンドバスの予約受付を社会福祉協議会で受けていただいております、デマンドバスの時間が合わずに諦められる方もおられるように聞いている。今後乗合率を高めることが課題だと認識している。

### (3) 令和4年度スマイルバスの運行について

令和4年度スマイルバスの運行について、事務局より資料4に基づき説明する。

#### ◆意見を頂戴する

県タクシー協会：この内容は自治体で既に決定している案件か。それともこの協議会で決定してから自治体で決定することになるのか。

⇒事務局：協議会で承認をいただいてから進めていくことになる。

県タクシー協会：契約行為はどのタイミングでなされているのか。

⇒事務局：議会で予算について承認をいただいてからの契約となる。

県タクシー協会：この協議会というのは町の交通政策について協議する場であると認識している。デマンドバスの実証試験を行う際に、無償運行につき協議会の承認案件ではないため、書面で実施することの報告をいただいた。本来はこの協議会の場で協議して交通政策を決定していくものであると考えているが、どのように整理されているか。

⇒事務局：デマンドバス運行の導入については令和2年11月頃より事業開始に向け、準備を進めてきた。広義的には協議会にかけて進めるべきであったと思うが、コロナ禍ということや時間的な余裕もなく書面での報告となってしまった。

県タクシー協会：デマンドバス実証試験開始の報告文書は協議会の承認案件ではないので書面で報告するというように読み取れる記載内容であった。書面でやり取りするにしても各委員から意見を聴取することは出来たはずである。

また、この取り組みについての交通事業者参入についても、自治体の考え方もあるであろうが、検討していただきたい。

⇒事務局：契約については町の決裁事項であり、運行業務についてはスクールバス運行等との兼ね合いもあります。意見として真摯に受け止めたい。

ビジターズビューロー：宮滝や龍門岳など観光で来られる方々の問い合わせが多くある。

町外の方でもデマンドバスを利用できるということであるが、予約の仕方などは町内在住の方と同様であるのか。

⇒事務局：町民の方の利用を最優先で考えており、観光で来られる方の利用が多く町民が使えないということが無いようにしたい。予約できる時期や方法などについて少し差を付けたいと考えている。あくまで余力のある部分での対応として考えており、川上村やまぶきバスやタクシーの利用を促進しカバーしたいと考えている。

教育委員会：バス停名称について、吉野小、吉野北小が令和4年3月末で廃校となるので対応いただきたい。

⇒事務局：旧をつけるなど修正させていただきたい。

県交通対策課：川上村やまぶきバスやゆうゆうバスの利用実績についてもこういう場で報告いただけるとありがたい。また、デマンドバス実証試験を無償で行われて、4月から有償で行われるということで、利用実態も変わってくると想定されるがどのように考えておられるのか。またスマイルバスが減便されることでスマイルバス利用者がデマンドに流れてくると思うがそちらの方はカバーできるのか。

⇒事務局：やまぶきバスの利用データなどについては、また次回以降の会議で報告出来るようにしたい。令和4年度からのバスのキャパの問題については、現在デマンドバスを利用されている方の中には無料だから利用しているという方も少なくないと思われる。スマイルバスから流動する利用者については、8～9時台を路線定期運行ややまぶき

バスなどでカバーすれば対応できると見込んでいる。あくまで見込みであるので、4月から運用を開始して明らかにカバー出来ていないということが生じれば増便などの対応も考えたい。

県交通対策課：無償だから乗っているという方も公共交通利用者であることに変わらないので、そういう方が有償でも利用していただけるよう、この会議の中でも議論いただきたいと思う。

運輸支局：4月からスマイルバス利用者がデマンドバスを利用されることとなる。利用者の声を聞きながら協議会の中で見直しも含め検討していただきたい。また観光客への周知は非常に大事だと思う。交通手段がないので吉野町に行くのを止めるということにならないように、やまぶきバスなどを含め観光客が利用可能な交通に関する情報提供に努めていただきたい。

意見が他になく、議長より議題(3)「令和4年度スマイルバスの運行について」を承認することについて各委員に諮ったところ、異議はなく承認される。

議題(3)が承認されたため、変更申請に伴う運輸支局への提出書類について事務局より説明する。

説明後意見がなく、変更申請に伴う運輸支局に提出するを承認することについて各委員に諮ったところ、異議はなく承認される。

#### (4)その他

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について、事務局より資料5に基づき説明する。

#### ◆意見を頂戴する

県タクシー協会：公共交通の見直しの方向性に「デマンドバスの実証試験運行を行い」とあるが、これは協議会で審議して結論づけたものではないので表現としてどうかと思う。

事務局：記載内容について「デマンドバスの実証試験を行い」という部分を削除して修正させていただきます。

議長：議事を終了する。

#### 6. 閉会